

消防の広域化の効果と課題

消防の広域化の効果（第2回検討会再掲を含む。）

平時の消防体制

- ①現場到着時間等の短縮
- ②初動体制の強化
- ③活動要員の増強、業務の専門化・高度化
- ④組織の活性化
- ⑤経費削減

大規模災害時の消防体制

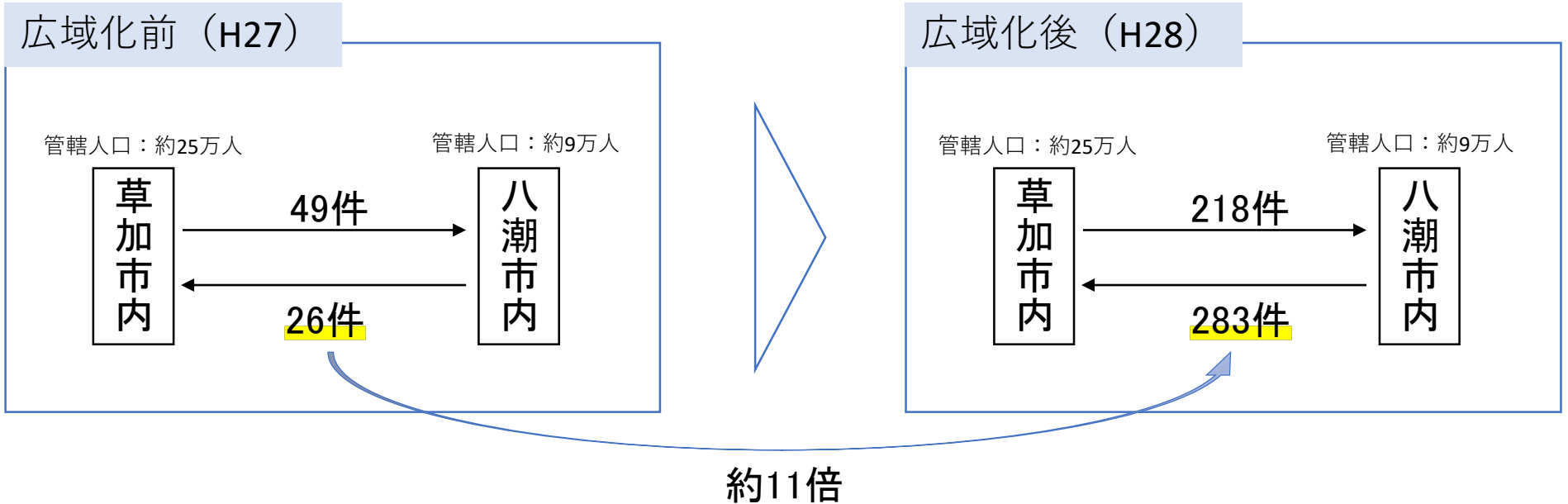
- ①消防機能の高度化等
- ②出動部隊数の確保
- ③統一指揮下での部隊運用
- ④応援到着前の初動体制の確保
- ⑤緊急消防援助隊受援体制の構築
- ⑥感染症等に強い体制の確保
- ⑦災害対応の経験・ノウハウの共有

大・中規模消防本部における広域化の効果① ～出動の効率化～

広域化により、旧消防本部の管轄を超えた出動が円滑化することにより、旧大規模・中規模消防本部の管轄区域に対する旧小規模消防本部管内車両の出動が増加し、部隊運用が効率化される。

<大・中規模消防本部における広域化の効果の例(草加八潮消防局)>

救急車の応援出動の件数



<大・中規模消防本部における広域化の効果の例(東近江行政組合消防本部)>

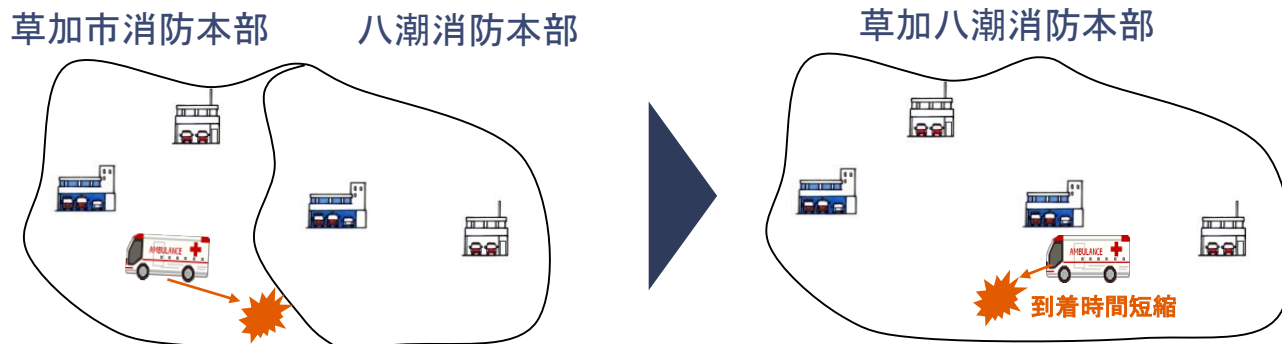
東近江市 → 愛荘町 : 54件 東近江市 ← 愛荘町 : 1067件

※東近江市) 人口:約11万人、面積:約388km²
愛荘町) 人口:約2万人、面積:約38km²

大・中規模消防本部における広域化の効果②～到着時間の短縮～

大規模・中規模消防本部においても、広域化により、管轄区域全体を見渡した署所の適切配置が可能になるとともに、指令の一本化により、直近の車両が現場直行することが可能になる。

【広域化による現場到着時間短縮の例】



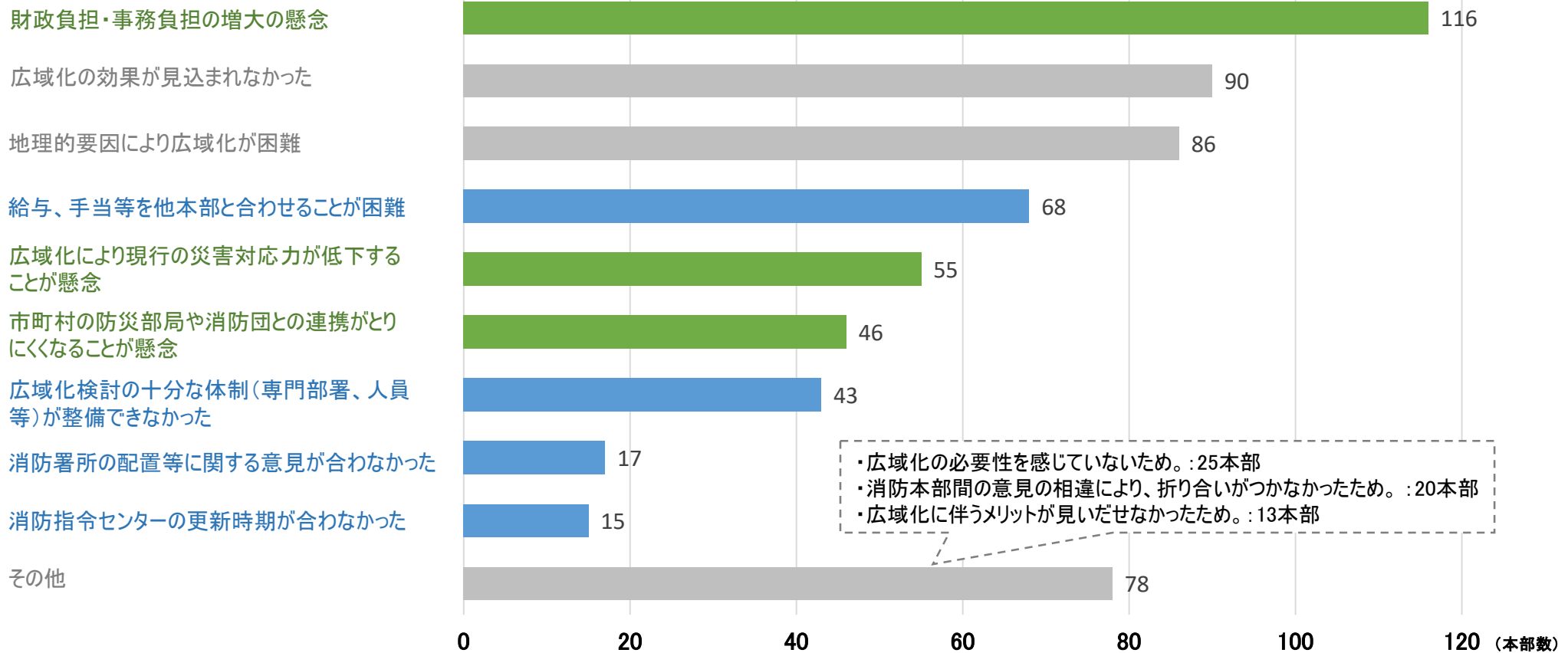
短縮効果

- ・草加市内(約25万人) △1:00～△2:36
- ・八潮市内(約 9万人) △0:06

広域化検討に当たっての課題

- 検討が進まなかった理由として、広域化の効果が見込まれなかった等のほか、以下の2点が要因として上げられた。
 - ・ 広域化による負担増や災害対応力の低下等、広域化に係る懸念があること（下図緑字部分）
 - ・ 広域化を検討するに際しての調整が困難であること（下図青字部分）

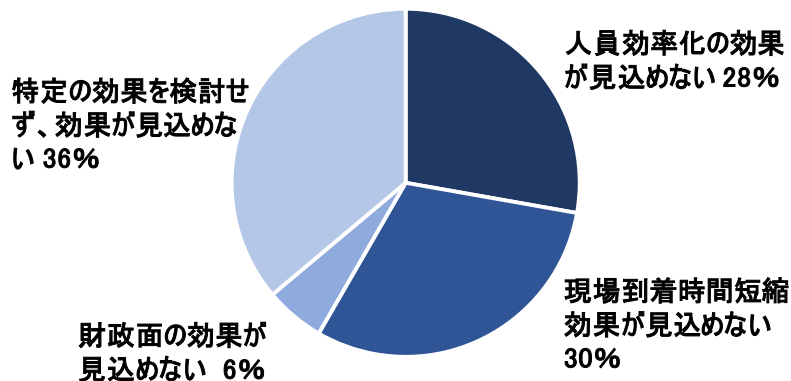
＜広域化が実現しなかった理由＞



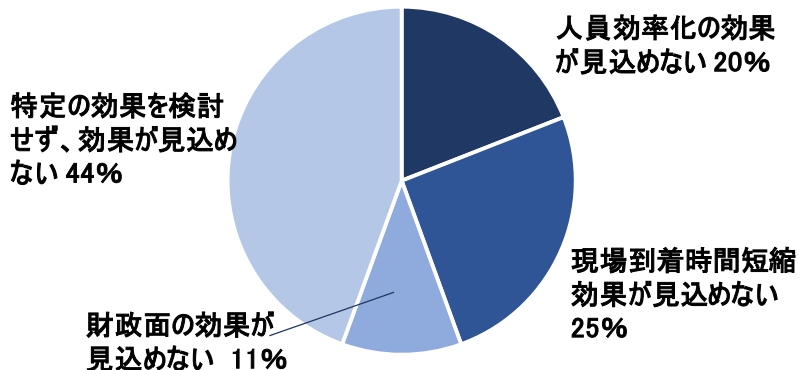
(参考) 広域化の効果が見込まれなかった理由

- 「広域化を検討したがその効果が見込まれず、実現しなかった」90本部については、「特定の効果を検討せず、効果が見込めない」とした本部が多数を占めており、また、各効果を検討した上で効果が見込めないとしている場合についても、具体的な検討まで至っていない場合や広域化の効果が適切に伝わっていない場合も散見された。
- そのため、各団体の検討に資するよう、広域化の必要性や効果を整理し、提供することが望まれる。

<大規模・中規模消防本部>



<小規模消防本部>



「小規模消防本部」の主な意見

【「人員の効率化」が見込まれない主な意見】

- 現行、本部職員が現場業務を兼務しているため、広域化により専任化した場合、人員不足になると考えた。(ただし、本部機能統合による人員の効率化を加味した上で本部人員の過不足を検討したわけではない。)
- 一部事務組合方式とした場合、新たに総務部門に組合事務が増えることが懸念された。

【「現場到着時間の短縮」が見込まれない主な意見】

- 本部間の距離が離れているため、現場到着時間の短縮が見込まれないと考えた。(本部境界付近での直近出動が円滑化することで現場到着時間が短縮されることについては検討していない。)
- 広域化した場合、現在の隣接本部への出動が増えることで、本部全体の平均到着時間が長くなるものと考えた。(本部境界付近での直近出動が円滑化することで、当該区域での現場到着時間が短縮されることについては加味していない。)

【「財政面の効果」が見込まれない主な意見】

- 各本部が現在使用している指令システムの更新時期が異なっており、広域化するためのシステム統合のための費用が見込まれ、財政面の効果が期待できないと考えた。(※令和5年度より特別交付税措置をすることとしている。)

広域化後の課題

- 広域化に伴い、以下の事務負担・財政負担が増加しているとの回答があった。
 - ・ 構成市町村が複数になることにより、構成市町村との調整に時間を要する
 - ・ 一部事務組合設置により、総務等業務が増加
 - ・ 設備や資機材が高度化することに伴い、財政負担が増加
- 一方で、消防団との連携について、課題があると回答した消防本部は55本部中2本部であり、多くの本部においては、運用により対応が出来ているものと考えられる。

<広域化後の課題>

組合等の設置のため、事務が複雑化し、構成市町村との調整に時間を要するなど、迅速な意思決定が困難になった。

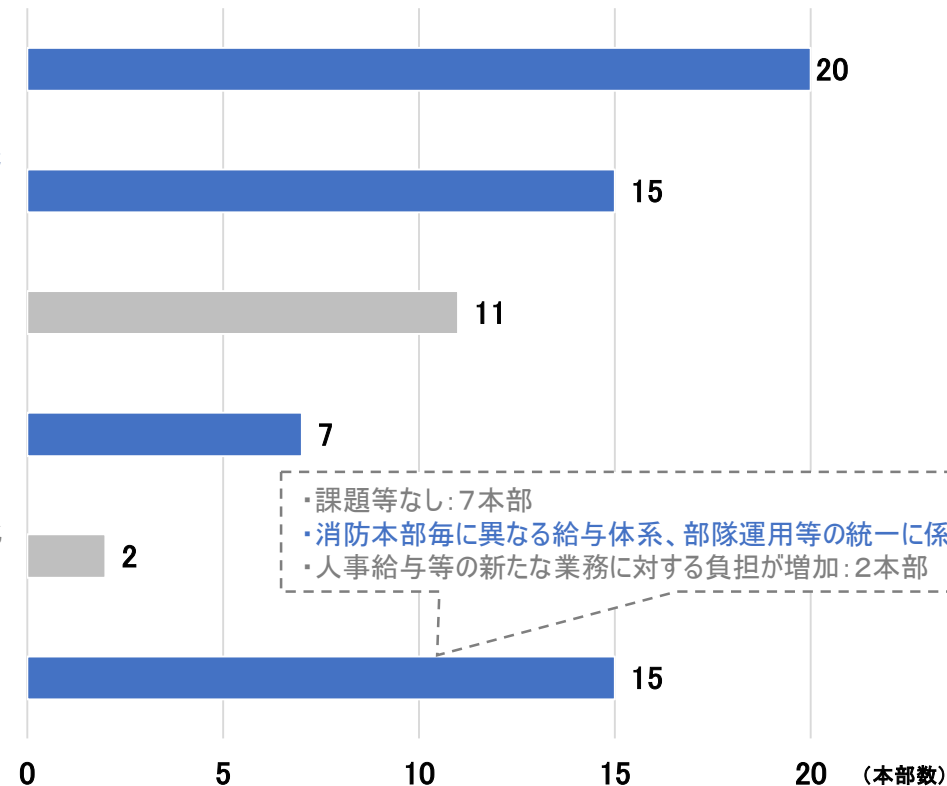
組合等の設置のため、人事給与、財政、議会、監査等の新たな業務に対する負担が大きく、人員効率化の効果が十分に得られなかった。

一部の消防本部において、広域化前より財政負担が増加した。

豪雨災害等の自然災害発生時、市町村の災害対策本部との連絡調整が複雑化した。

消防団事務を所管しなくなったことにより、消防団との関係性が広域化前と比較し希薄となった。

その他



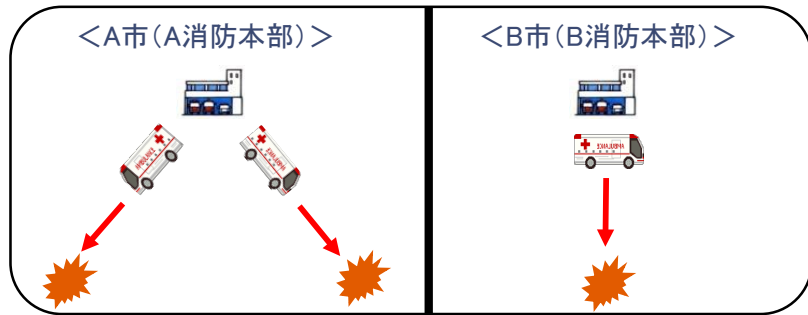
消防の広域化に伴う懸念①～消防力の流出の懸念～

- 広域化が進まない理由の一つに、規模の大きい消防本部から消防力が流出することで、現行の災害対応力の低下が懸念されているとの声がある。
- 実際には、規模の大きい消防本部からの出動が一方向的に増加するわけではなく、小規模な消防本部からの出動も増加するとともに、現場到着時間や初動体制が強化することにより、1件当たりの負担軽減が図られる。

【広域化の懸念(消防力の流出)】

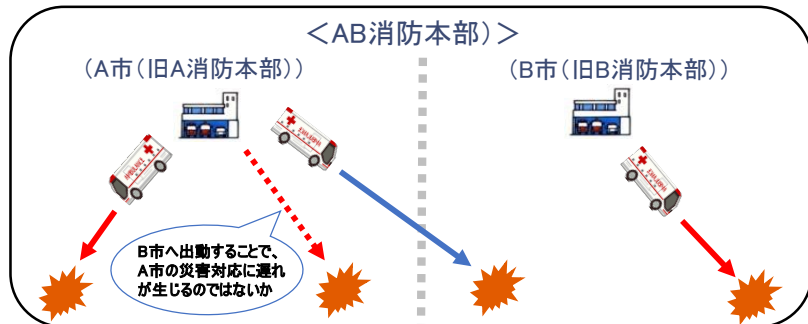
<広域化前>

規模の大きな消防本部(A消防本部)、小規模な消防本部(B消防本部)は、それぞれの管轄内で発生する災害へ出動。



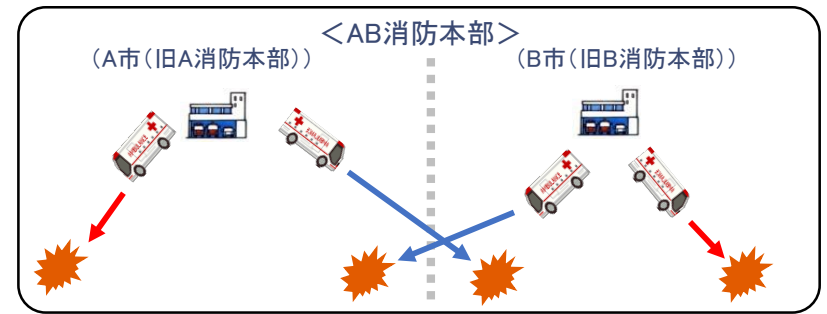
<広域化後>

広域化により管轄範囲が広がることで、規模の大きな消防本部(旧A消防本部)、から小規模な消防本部(旧B消防本部)への出動も可能となるが、それによりA市内で発生する災害対応に遅れが生じることが懸念される。

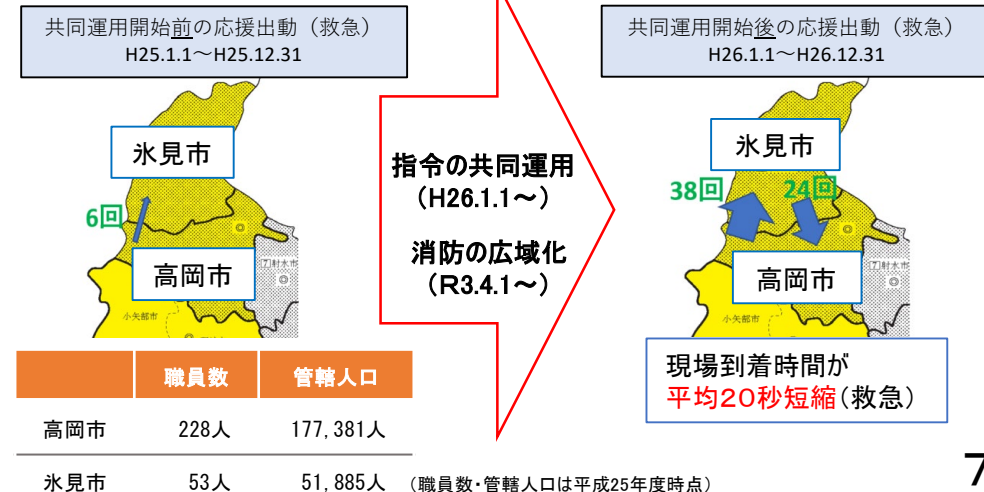


【広域化の実態(災害対応力の強化)】

広域化により管轄を超えた相互の出動が促進されることにより、現場到着時間短縮(参考資料2 P.1)や初動体制の強化(参考資料2 P.2)につながる。



(例)



消防の広域化に伴う懸念②～事務負担の増～

広域化により新たに一部事務組合を設立する場合、組合運営に係る事務等が発生するため、特に移行直後においては負担増の懸念がある。

<広域化により発生する組合事務>

宇部・山陽小野田消防局の例(平成24年4月1日発足)

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ○人事管理(給与、手当、税金等) | ○財務事務(予算編成、予算執行等) |
| ○出納事務(支払処理、決算処理、資金運用等) | ○監査事務(例月出納検査、定期監査等) |
| ○組合議会事務(定例会・臨時会の開催等) | ○公平委員会事務(不利益処分に対する審査請求等) 等 |

※本部機能統合により人員効率化の効果についても生ずる
(例)

消防本部	内容
■ 奈良県広域消防組合消防本部 (H26. 4. 1 11本部1村による広域化)	広域化により122人の人員を現場へ再配置
■ 宇部・山陽小野田消防局 (H24. 4. 1 2本部による広域化)	指揮隊2隊を新たに配置
■ 小田原市消防本部 (H25. 3. 31 2本部による広域化)	高度救助隊を発足

対応する人員の確保等が必要ではないか

<広域化前からの継続検討事項>

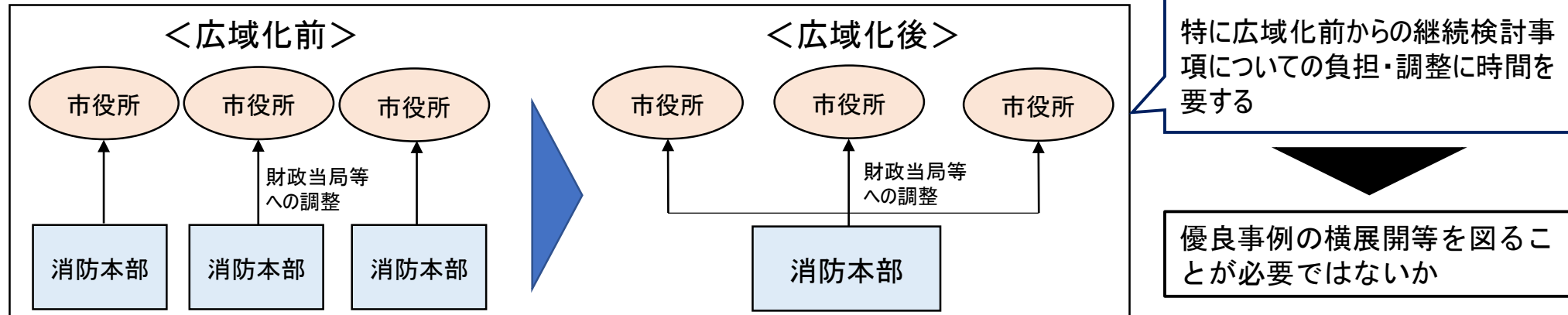
広域化に伴う要整理事項のうち、広域化前に調整ができなかったものについては、広域化後も引き続き検討が必要となる。
(例)

- 消防本部ごとに異なる給与体系の統一調整
- 署所の再配置の検討
- 部隊配置の調整
- 市町村負担金の調整 等

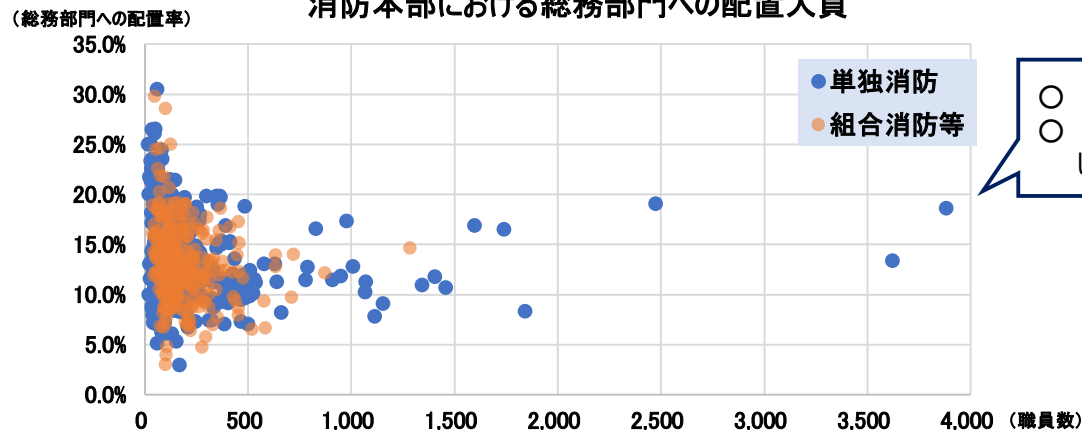
消防の広域化に伴う懸念③～構成市町村との調整～

- 広域化を実現した消防本部からは、広域化に伴い、構成市町村との調整に時間を要するようになった旨の回答があった。
- 特に広域化に伴う要整理事項のうち、広域化前からの継続検討事項について、構成市町村長との調整に苦慮しているとの声があったところ。
- これらの負担軽減に向けて、各継続検討事項の解決策の優良事例の横展開等を図ることが必要ではないか。

【構成市町村との調整(イメージ)】



消防本部における総務部門への配置人員



- 消防本部における総務部門への職員配置数を割合で示したもの
- 総務部門への職員配置率については、単独消防と組合消防等を比較しても、大きな差はない

	職員数	総務部門割合
単独消防	217人	13.1%
組合消防等	186人	12.8%
平均	204人	13.0%

(参考) 消防広域化推進アドバイザー制度

1 趣旨

消防の広域化を積極的に支援するため、主に都道府県・消防本部からの依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行う制度である。

2 アドバイザーの選定及び委嘱について

消防の広域化、若しくは連携・協力（指令業務）の実績がある消防本部の中から、消防の広域化や連携・協力を推進するための助言や方策について情報提供できる方を選定し、消防庁 消防・救急課長が委嘱する。

なお、アドバイザーの任期は2年であり、再任を妨げないこととしている。

3 アドバイザーの具体的任務

派遣対象団体の依頼に基づき、地方公共団体における消防の広域化を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行う。助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおり。

- (1) 消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等
- (2) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

4 アドバイザー派遣依頼～派遣要請まで



アドバイザーから派遣要請の了承が得られたら、消防庁より正式な派遣依頼書を発出し、依頼元（都道府県等）とアドバイザーにて、派遣当日の具体的な内容について検討・協議をしてもらう。

5 令和4年度のアドバイザーについて

	所属先等	広域化事例等
1	とちぎ広域消防局	6 消防本部（単独1、組合5）19市町村で一部事務組合を設立し広域化
2	埼玉西部消防局	4 消防本部（単独3、組合1）が一部事務組合を設立し広域化
3	埼玉東部消防組合消防局	5 消防本部（単独4、組合1）が一部事務組合を設立し広域化
4	草加八潮消防局	2 消防本部（単独2）が一部事務組合を設立し広域化
5	小田原市消防本部	1 消防本部（組合）の構成市町が小田原市（単独）へ消防事務を委託し広域化
6	砺波地域消防組合消防本部	2 消防本部（単独、組合）が一部事務組合を設立し広域化
7	静岡市消防局	3 消防本部（単独2、組合1）の構成市町が静岡市（単独）へ消防事務を委託し広域化
8	東近江行政組合消防本部	2 消防本部（組合2）のうち、一方の組合に他方の組合の構成市町を追加し広域化（一部事務組合）
9	奈良県広域消防組合消防本部	1 1 消防本部（単独4、組合7）と1 非常備村が一部事務組合を設立し広域化
10	宇部・山陽小野田消防局	2 消防本部（単独2）が一部事務組合を設立し広域化
11	熊本市消防局	1 消防本部（組合）の構成市町村が熊本市（単独）へ消防事務を委託し広域化
12	いばらき消防指令センター	茨城県内20消防本部33市町が協議会を設立し指令の共同運用 ※アドバイザーは2名在席
13	松戸市消防局	10 消防本部で協議会を設立し指令の共同運用
14	横須賀市消防局	2 消防本部（単独2）のうち1市が消防事務を委託し広域化 2 消防本部（2市1町）で協議会を設立し指令の共同運用
15	福岡市消防局	4 消防本部（一組4）が福岡市消防局へ事務委託し指令の共同運用

16名※いばらき消防指令センターは2名在席

6 令和元年度～令和3年度までの派遣実績について

年度	区分	No.	開催県	開催元	開催日付	アドバイザー	備考	
令和元年度	アド派遣	1	香川県	香川県庁		R1.8.2	山添（東近江） 清瀬（北はりま）	県内消防本部、香川県職員
		2	岩手県	盛岡消防		R1.8.5	森田（埼玉西部）	県内消防本部、岩手県職員
		3	鹿児島県	鹿児島県消防協会（南さつま市）		R1.10.10	橋本（宇部山陽小野田）	県内消防本部、鹿児島県職員
		4	鹿児島県	薩摩川内市消防局		R1.10.1	加藤（砺波地域）	関係本部消防職員、鹿児島県職員
		5	大阪府	河内長野市消防本部		R1.10.17	橋口（草加八潮）	関係本部消防職員
		6	石川県	金沢市消防局		R1.11.5	加藤（砺波地域）	関係本部消防職員、石川県職員
		7	埼玉県	埼玉県庁		R1.11.12	鳥居（小田原市）	関係本部消防職員、埼玉県職員
		8	山梨県	山梨県庁		R1.10.15	消防庁	県内消防本部課長級、山梨県職員
		9	栃木県	栃木県庁		R2.1.21	加藤（砺波地域）	県内消防本部、栃木県職員
		10	岩手県	盛岡消防		R2.1.23	山田（とちぎ）	県内消防本部、岩手県職員
令和2年度	アド派遣	1	山梨県	山梨県消防学校		R2.11.6	加藤（砺波地域）	各消防本部の総務及び指令部門の課長又は係長の職にある者
		2	徳島県	徳島県庁		R2.11.13	寺下（奈良県広域）	東部地域における消防体制のあり方検討会及び関係本部各委員
		3	宮城県	宮城県庁		R2.12.10	木村（横須賀市）	県内消防本部、宮城県職員
		4	愛媛県	松山市保健所		R2.12.18	加藤（砺波地域）	松山圏域4消防本部
		5	滋賀県	滋賀県庁		R3.3.22	天野（いばらき） 児島（いばらき）	県内消防本部、滋賀県職員
令和3年度	アド派遣	1	石川県	羽咋市広域圏事務組合消防本部		R3.7.14	加藤（砺波地域）	能登地区消防指令業務共同運用ワーキンググループ（消防部会）、石川県職員（WEB参加）
		2	京都府	京都府立消防学校		R3.11.15	加藤（砺波地域） 渡邊（福岡市）	中級幹部入校生（WEB講演）

※過去3年間で17件の派遣実績あり

(参考) 消防の広域化に係る財政支援

消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要な経費
		特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費 ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
			消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署所等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化後5年度以内に完了するもの。）
	補助金優先配分	一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備	
		消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。	

※1 ・都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和6年4月1日までに行われたものに限る。

※2 ・消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※3 ・消防の広域化及び連携・協力関連事業（防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債）については、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象となっているが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとなっている。（令和8年度以降の事業への緊急防災・減災事業債の充当については、現時点では未定である。）